

参考《新型コロナウイルスによる出席停止について》

1 感染者の対応について

新型コロナウイルスによる学校の出席停止期間は、
「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」
(学校保健安全法施行規則第19条 2023年4月28日改正)

- ※「発症した後5日を経過」しても、出席停止期間が伸びる場合があります。**症状が軽快した日を基準**にしてください。
- ※発症日（0日目）は病院に受診した日ではなく、症状が始まった日です。病院受診時に医師に**発症日を確認**してください。無症状の場合は検体採取日とします。

2 濃厚接触者の対応について

感染者の発症日（隔離を開始した日、また無症状の場合は検体採取日）を0日目として、登校は可能ですが、2日間は別室対応とさせていただきます。スクールバスの乗車もできるだけ控えてください。